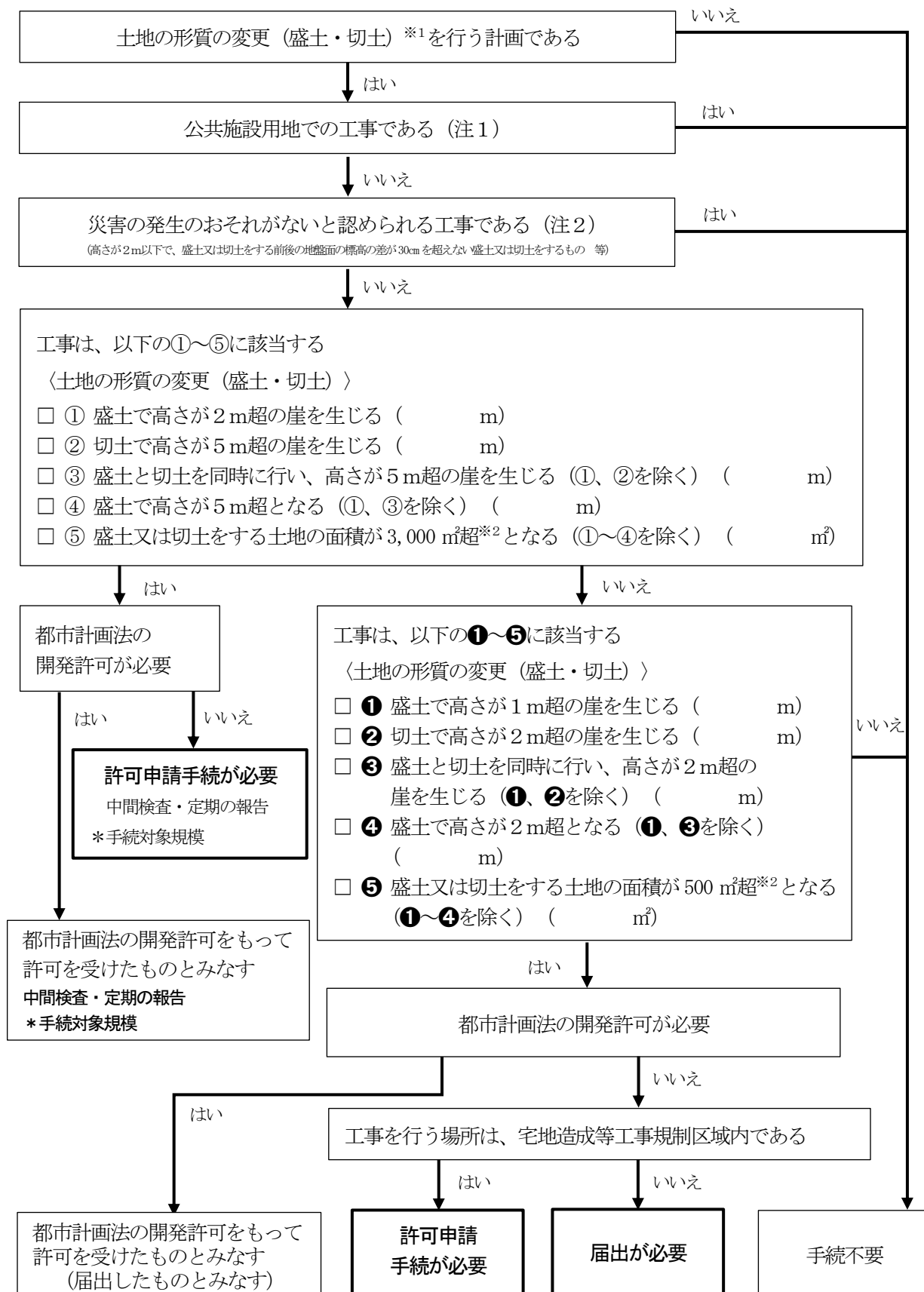


盛土規制法 手続の要否の判定フロー（土地の形質の変更〈盛土・切土〉）



※1通常の営農行為の範疇にある耕起等（注3）やグラウンド等を維持するための土砂の敷き均し等は、土地の形質の変更に該当しない。

※2盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の部分を除く。

注1・2・3については「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き」を参照してください。